

役員等報酬規程

社会福祉法人 あおぞら福社会
特別養護老人ホームひばり

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおぞら福祉会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。その他の委員とは、評議員・評議員選任解任委員・苦情対応第三者委員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等額の決定)

第3条 役員等に対し、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長は、別表（1）のとおり年間報酬額を定め、月額をもって支給するものとし、毎月15日に支払うものとする。

また、退職慰労金は、別表（2）のとおり退任時から2か月以内に定める算式により算出された額を理事会決議後2か月以内に支給する。但し、景気状況、法人の業績いかん等により、理事長またはその遺族と協議の上、支給の時期・方法について別に定める。なお、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

- (2) 理事及び監事は、別表（3）のとおり会議への出席など、その都度定額を支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名簿の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (3) その他の委員は、報酬は支給しない。
- (4) 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(報酬等の総額)

第4条 本法人の役員等に支給する報酬等の総額は以下のとおりとする。

- (1) 理事の報酬総額は、前条1項別表（2）に基づき、年間5000万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は年間50万円以内とする。
- (3) 評議員の報酬総額は年間100万円以内とする。
- (4) 評議員選任・解任委員の報酬総額は年間50万円以内とする。

(交通費)

第5条 役員等に対し、理事会・評議員会等への出席、法人業務に携わった時の交通費は、その都度現金にて支払う。交通費は、鉄道賃、車賃、航空賃、船賃に要した費用とする。

2 役員が法人業務又は研修出張により旅行する場合、旅費規程の施設長区分にて支給する。ただし、研修出張は日当を支給しない。

3 理事において、施設の職を兼務する者は、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会等への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(慶弔)

第7条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、横浜市の公勞表彰または叙勲、褒章制度に基づく受賞したときは、別表(4)に定める祝い金を支給する。

(弔慰金)

第8条 役員等が死亡したときは、別表(5)に定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花または弔電を供えることができる。

(傷病見舞金)

第9条 役員等が傷病により入院が継続して1か月以上に及んだときは、別表(6)に定める傷病見舞金を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

社会福祉法人あおぞら福社会役員等報酬金額表

＜別表＞

別表：1（理事長の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	840,000円

別表：2（理事長の退職慰労金算定式）

退任時の業務報酬月額×役員在任年数×功績倍率（最高2倍）
 上記の役員在任年数は、1年単位とし端数は月割りとする。但し、1ヶ月未満は切り捨て

別表：3（役員報酬）

（1）理事・監事

内容	日額
理事会等会議への出席	5,000円（税込）

別表：4（受賞祝い金）

内容	基準額
① 厚生労働大臣・横浜市表彰受賞のとき	20,000円
② 国の褒章制度による褒章受章のとき	30,000円
③ 理事長が指定した褒章のとき	30,000円以内

別表：5（弔慰金）

内容	基準額
理事長	100,000円
その他の役員	50,000円以内

別表：6（傷病見舞金）

内容	基準額
私傷病見舞金（通勤災害含む）	10,000円以内